

議員氏名：浜井 直彦

議案番号：議案第59～63号

案 件 名：令和7年度二宮町一般会計歳入歳出決算の認定について

令和7年度二宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和7年度二宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和7年度二宮町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和7年度二宮町下水道事業会計決算の認定について

討論内容：

令和7年度二宮町各会計決算認定より、議案第59号、一般会計決算について反対、議案第60号、国民健康保険特別会計決算、議案第61号、後期高齢者医療特別会計決算、議案第62号、介護保険特別会計決算について賛成、議案第63号、下水道事業会計決算について反対の立場で討論いたします。

現在、町が粛々と推進している新庁舎整備事業ですが、その立地は浸水想定区域や土砂災害警戒区域に隣接しており、町の災害対応及び危機管理の司令塔としては、極めて不適切な場所と言わざるを得ません。

また、物価高騰や資材不足、人件費高騰、また金利の上昇、事業費全体の上振れに対する金額の説明不足など、各種準備の進行など適切な進捗とは思えません。

さらに、直近の地質調査等により想定以上の軟弱地盤であることも判明し、当初計画よりも深くくい打ち工事を実施するということで金額の上振れがしております。建設予算はさらなる増大を見せております。

また、令和6年8月30日の台風10号では、葛川の溢水による深刻な浸水被害が発生し、近年の線状降水帯の頻発に見られる集中豪雨、当時の被害をも超える極めて深刻な事態を各地にもたらしております。

先日も千葉が再三の豪雨に見舞われて、同じような湖になるような悲惨な景色を見ております。

現葛川の整備事業が大幅な流量改善事業として実施されない現状の中において、地球温暖化に起因すると言われている異常気象のリスクが年々高まる日々、さらなる災害リスクを抱える場所に莫大な費用を投じて庁舎を建てる方針には強い疑問を禁じ得ません。

そしてまた、現庁舎の施設管理、保守点検における重大な怠慢行為が発生しております。

看過できない重大な問題。停電時における非常用発電機の作動に際し、配電確認不足による緊急時対応のそごが生じたほか、庁舎各階の非常用照明バッテリーの不備に至っては、庁舎竣工以来、長年にわたり実質的な点検が行われてこなかったという衝撃的な事実が明らかになりました。

外部委託として一定の費用を投じながら、長年、停電時非常照明が点灯しないことを確認しない状態で放置され続けてきた管理体制は怠慢そのものであります。何のための施設管理であり、何のための点検なのか。形骸化し、本来の目的、本質を見失った管理体制のもとでは、たとえ新庁舎を建設したとしても、同じ組織、管理下で適正な業務が遂行されるのか強く疑問を抱かざるを得ません。いま一度、安全管理の本質を厳しく見詰め直すべきであります。

また一方、評価すべき取り組みもあります。

災害時の町の重要な施設である消防庁舎の大規模改修工事が2か年継続事業として実施され、令

和7年度工事完了となり、消防及び防災体制、訓練施設新設など機能強化が図られ、職員の職場環境も同時に改善されたことは評価されます。

また、子育て・健康課やこども支援課をはじめとするこどもまんなかの根幹推進を担う部署においては、着実な事業推進も確認できました。

また、将来的な施設一体型小中一貫教育体制への早期実現後の連携した施策となれば、今後の二宮町における子育て、教育環境のさらなる大きな魅力であり、対外的なアピールとしても極めて有効な取り組みであると評価されることとなるでしょう。

そして、3特別会計、事業会計についてです。

3特別会計においては、それぞれの事業趣旨に基づき適正に執行されており、おおむね妥当な運営がなされていると判断いたします。

下水道事業会計におきましては、下水道事業そのものの運営自体はおおむね妥当と認められますが、今後の人口動向や施設利用者の推移を適切に見極め、将来的な下水道使用料の在り方や見直しについては、継続して厳しい目で注視していく必要があります。

一方、物価高騰対策として雨水貯留槽の設置推進をした施策は残念であります。物価高騰対策とはいえ、川への流入量を減らす治水効果をうたっており、各数値など詳細を確認しても、通常の少ない雨量ならば、各河川への流入量を一定程度減らせる効果はあるかもしれないが、災害レベルの雨量で葛川での溢水対策とは到底なり得ない内容、10年補助し続けたとしても効果は見込めないでしょう。7年度予算審査でも否決させていただきました。

終わりに、以上のとおり、消防庁舎、子育て施策など一定の成果は認められるものの、町の根幹をなす危機管理体制の在り方、及び新庁舎建設をめぐる課題、施設管理の怠慢は極めて重大であり、容認できるものではありません。決算を認定するということは、各種問題点を追認することにほかなりません。

執行者に対しましては、町民の声に真摯に耳を傾けることを強く求め、令和7年度決算の反対討論といたします。